

大分県報

平成三十年
第二九七六号
四月二十日

（金曜日）

目次

告示

- 特定非営利活動法人の定款変更認証申請……………一
瀬戸内海環境保全特別措置法による特定施設の設置許可申請……………一
特定第二号漁業者の共済義務加入にかかる同意成立……………二
道路区域の変更……………三

選挙管理委員会告示

選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）……………三

公安委員会告示

少年指導委員の委嘱……………四

公告

- 平成三十年度大分県職員採用上級試験及び医療免許資格職試験Ⅰ公告……………四
競争入札参加者の資格に関する公示……………九
一般競争入札の実施……………一一
所在不明者に対する保安林指定通知の揭示……………一三

○告示

大分県告示第三百七号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があつた。

平成三十年四月二十日

平成三十年四月二十日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 変更申請のあつた年月日

平成三十年四月四日

二 変更申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 ファミリーハウス由布 BABY MINE

三 代表者の氏名

末 延 聡 一

四 主たる事務所の所在地

由布市挾間町医大ヶ丘一丁目一番地 大分大学医学部小児科学講座七〇一号室

五 定款に記載された目的

この法人は、小児のがんや、心疾患、癲癇、発達障害等の病気で通院ないし入院治療を受ける子どもたち及びその家族を支援し、家族が協力、安心して治療を受けられる環境作りを目的とする。

六 定款変更の内容

- 役員に関する事項の変更
会議に関する事項の変更
資産及び会計に関する事項の変更
定款の変更に関する事項の変更
公告の方法の変更

大分県告示第三百八号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第五条第一項の規定により、次のとおり特定施設の設置の許可申請があつた。

なお、次のとおり当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を縦覧に供する。

平成三十年四月二十日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 申請の概要

1 申請者の住所及び名称並びにその代表者の氏名

宇佐市山本二千二百三十一一

三和酒類株式会社

大分県報（告示）

<p>代表取締役 下 田 雅 彦</p> <p>2 特定事業場の所在地及び名称 宇佐市山本二千二百三十一ー一 三和酒類株式会社 本社工場</p> <p>3 設置される特定施設の種類の 水質汚濁防止法施行令(昭和四十六年政令第百八十八号)別表第一第十号イ 原料処 理施設及び同号へ 蒸留施設</p>													<p>使用の季節的変動なし</p>		<p>一日当たりの排出水量</p>		<p>使用の季節的変動なし</p>												
<p>3 設置される特定施設の種類の 水質汚濁防止法施行令(昭和四十六年政令第百八十八号)別表第一第十号イ 原料処 理施設及び同号へ 蒸留施設</p>													<p>使用の季節的変動なし</p>		<p>一日当たりの排出水量</p>		<p>使用の季節的変動なし</p>												
<p>2 特定事業場の所在地及び名称 宇佐市山本二千二百三十一ー一 三和酒類株式会社 本社工場</p>													<p>使用の季節的変動なし</p>		<p>一日当たりの排出水量</p>		<p>使用の季節的変動なし</p>												
<p>1 縦覧期間 平成三十年四月二十日から同年五月十一日まで</p>													<p>使用の季節的変動なし</p>		<p>一日当たりの排出水量</p>		<p>使用の季節的変動なし</p>												
<p>2 縦覧場所 大分県生活環境部環境保全課及び宇佐市役所</p>													<p>使用の季節的変動なし</p>		<p>一日当たりの排出水量</p>		<p>使用の季節的変動なし</p>												
<p>その他参考となるべき事項 公共用水域への排出は冷却水のみ</p>													<p>使用の季節的変動なし</p>		<p>一日当たりの排出水量</p>		<p>使用の季節的変動なし</p>												
<p>2 縦覧場所 大分県生活環境部環境保全課及び宇佐市役所</p>													<p>使用の季節的変動なし</p>		<p>一日当たりの排出水量</p>		<p>使用の季節的変動なし</p>												
<p>1 縦覧期間 平成三十年四月二十日から同年五月十一日まで</p>													<p>使用の季節的変動なし</p>		<p>一日当たりの排出水量</p>		<p>使用の季節的変動なし</p>												
<p>その他参考となるべき事項 公共用水域への排出は冷却水のみ</p>													<p>使用の季節的変動なし</p>		<p>一日当たりの排出水量</p>		<p>使用の季節的変動なし</p>												
<p>2 縦覧場所 大分県生活環境部環境保全課及び宇佐市役所</p>													<p>使用の季節的変動なし</p>		<p>一日当たりの排出水量</p>		<p>使用の季節的変動なし</p>												
<p>1 縦覧期間 平成三十年四月二十日から同年五月十一日まで</p>													<p>使用の季節的変動なし</p>		<p>一日当たりの排出水量</p>		<p>使用の季節的変動なし</p>												
<p>その他参考となるべき事項 公共用水域への排出は冷却水のみ</p>													<p>使用の季節的変動なし</p>		<p>一日当たりの排出水量</p>		<p>使用の季節的変動なし</p>												

大分県告示第三百九号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第五十八号）第八十条第五項において準用する同法第五十五条の二第三項の規定による届出を審査した結果、次の加入区の区域及び区分に係る特定第二号漁業者の同意は、同法第八十条第二項に規定する要件に適合するものと認める。

平成三十年四月二十日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

- 一 加入区の名称
北海部第三加入区
- 二 加入区の区域
大分県漁業協同組合の地区のうち旧臼杵市漁業協同組合の地区
- 三 加入区の区分
漁業災害補償法第四十条第二号に掲げる漁業のうちまき網を使用して行うもの

大分県告示第三百十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成三十年四月二十日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。

平成三十年四月二十日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

道路の種類及び路線名	区 間	区域変更前後別	敷地の幅員	延 長	備考
一般国道四四二号	大分市大字下原字岩下一六三三番から大分市大字下原字原二六一五番三まで	前	A メートル 三二・八 四・七	メートル 一、四九四・〇	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
		B 五四・四 一四・〇	一、三三二・四		

平成三十年四月二十日

大分市大字下原字岩下一六三三番から大分市大字下原字原二六一五番三まで	後	B 五四・四 一四・〇	一、三三二・四
------------------------------------	---	-------------------	---------

○選挙管理委員会告示

大分県選挙管理委員会告示第八号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条、第七十五条、第七十六条、第八十条、第八十一条及び第八十六条並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第八十条の規定による平成三十年四月十四日現在で大分県議会議員及び大分県知事の選挙権を有する者（以下「選挙権を有する者」という。）の総数の五十分の一の数及び三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあってはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあってはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

平成三十年四月二十日

大分県選挙管理委員会委員長 一 木 俊 廣

- 一 地方自治法第七十四条及び第七十五条の規定による選挙権を有する者の総数の五十分の一の数
一九、五九五人
- 二 地方自治法第七十六条、第八十一条及び第八十六条並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第八十条の規定による選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあってはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあってはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）
二二二、四六八人

- 三 地方自治法第八十条の規定による大分県議会議員の各選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあってはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあってはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）

大分県報（告示・選管委告示）

平成三十年四月二十日

大分県報（公安委告示・公告）

四

て得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）

大分市	一三三、〇一一人
別府市	三二、八四四人
中津市	二三、一五七人
日田市	一八、七〇一人
佐伯市	二〇、九六九人
臼杵市	一一、二四九人
津久見市	五、三四五人
竹田市	六、五六四人
豊後高田市	六、四九八人
杵築市	八、五二七人
宇佐市	一六、〇四九人
豊後大野市	一〇、六七八人
由布市	九、七四三人
国東市・姫島村	九、〇一三人
日出町	七、九一三人
九重町・玖珠町	七、三三六人

○公安委告示

大分県公安委告示第38号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第38条第1項の規定により、次のとおり少年指導委員を委嘱した。

平成30年4月20日

大分県公安委員会委員長 小 山 康 直

氏名	連 絡 先	活 動 区 域
江上 育代	大分市荷揚町5番6号 大分中央警察署	大分中央警察署の管轄区域
佐藤 久美	大分市大字鶴崎2200番地の8 大分東警察署	大分東警察署の管轄区域
加藤 和芳	大分市大字横瀬2212番地1 大分南警察署	大分南警察署の管轄区域
尾崎 善代		

水尾 福康	別府市田の湯町13番13号 別府警察署	別府警察署の管轄区域
佐野 満子		
岡田 賢二		
奥 秀則	宇佐市大字上田1010番地の1 宇佐警察署	宇佐警察署の管轄区域
北 哲二	中津市中央町一丁目2番10号 中津警察署	中津警察署の管轄区域
大田 芳則	玖珠郡玖珠町大字塚脇467番地 玖珠警察署	玖珠警察署の管轄区域
河野 孝文		
池内 晴一	竹田市大字拜田原221番地 竹田警察署	竹田警察署の管轄区域
藤田喜八郎	臼杵市大字臼杵72番地の61 臼杵津久見警察署	臼杵津久見警察署の管轄区域

○公 告

平成30年度大分県職員採用上級試験及び医療免許資格職試験Ⅰ公告

平成30年4月20日

大 分 県 人 事 委 員 会

次のとおり、平成30年度大分県職員採用上級試験及び医療免許資格職試験Ⅰを行います。

種類	試験区分	採用予定者数	職 務 の 内 容
1	試験種類、試験区分、採用予定者数及び職務の内容		
上級	行政	77人	知事部局、教育委員会等に勤務し、一般行政事務に従事します。 なお、県立学校に勤務する場合があります。
	教育事務	17人	教育委員会又は市町村立学校に勤務し、教育事務に従事します。
	警察事務	12人	警察本部、県内各警察署等に勤務し、警察事務に従事します（当直、交替制等の変則的勤務を伴う場合があります。）。
	司 書	3人	県立学校の図書館に勤務し、司書業務及び学校事務に従事します。また、県立図書館等に勤務し、専門の業務に従事します。

建築	架	4人	知事部局、教育委員会等に勤務し、専門の業務に従事します。
	化	2人	
農業	畜産	3人	知事部局に勤務し、それぞれ専門の業務に従事します。
	林業	8人	
水産	水産	4人	知事部局又は企業局に勤務し、専門の業務に従事します。
	総合土木	15人	
機械	電	1人	知事部局、教育委員会、企業局等に勤務し、それぞれ専門の業務に従事します。
	管理栄養士	2人	
保健師	保健師	8人	知事部局、教育委員会等に勤務し、専門の業務に従事します。
	計	172人	
<p>注1 申込みできる試験区分は、このうち一つに限ります。 また、申込書の受付後に試験区分を変更することはできません。</p> <p>注2 採用予定者数は、今後の欠員等の状況により変更になることがあります。</p>			
<p>2 受験資格 (1) 年齢等</p> <p>次のいずれかに該当する者 ①平成元年4月2日から平成9年4月1日までに生まれた者 ②平成9年4月2日以降に生まれた者で、学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（4年制以上のもの）を卒業した者又は平成31年3月までに卒業見込みの者（大分県人事委員会が同等の資格があると認める者を含む。）</p>			
医療免許資格職I	管理栄養士	平成元年4月2日から平成9年4月1日までに生まれた者	<p>注 「大分県人事委員会が同等の資格があると認める者」については、大分県人事委員会事務局にお問い合わせください。</p> <p>(2) 国籍 日本国籍を有しない者も受験できます（「警察事務」を除く。）。 ただし、日本国籍を有しない者は、採用時に職務に従事可能な在留資格がない場合は採用されません。 また、日本国籍を有しない者の任用に当たっては、「公権力の行使又は公の意思形成への参画に携わる職には就けない」という公務員の基本原則に沿った任用が行われます（詳しくは6を参照してください。）。</p> <p>(3) 資格・免許 次の試験区分の受験には、それぞれ資格又は免許が必要です。</p>
	保健師	昭和59年4月2日から平成10年4月1日までに生まれた者	
種別	試験区分	資格・免許	
上級	司書	図書館法（昭和25年法律第118号）に規定する司書の資格を有する者又は平成31年3月31日までに取得見込みの者	
医療免許資格職I	管理栄養士 保健師 助産師 看護師	栄養士法（昭和22年法律第245号）に規定する管理栄養士の免許を有する者又は平成31年6月30日までに取得見込みの者 保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）に規定する保健師の免許を有する者又は平成31年5月31日までに取得見込みの者	
<p>注 上記の資格又は免許を取得見込みの者は、各取得期限までに取得できなかった場合には、この試験に合格しても採用されません。</p> <p>(4) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条に該当する者は受験できません。</p>			
<p>3 試験の実施 (1) 試験日時及び試験会場</p>			
試験	試験日時	試験会場	備考
第1次試験	平成30年6月24日（日） 入室開始 午前8時30分 着席完了 午前9時 試験時間 午前9時30分から12時まで 専門試験 午後1時30分から3時30分まで	大分会場 大分県立大分舞鶴高等学校 （大分市今津留1丁目19番1号） 大分県庁 （大分市大手町3丁目1番1号） 関東会場 國學院大學たまづらサキ	大分会場又は関東会場のいずれかを選択してください。
<p>大分会場受験者は、別途大分県人事委員会事務局が会場を指定します。</p>			

<p>(注) 遅刻者は試験開始後、30分を経過したら入室できません。</p>	<p>職務の遂行に必要な論理性、表現力等について筆記試験をします。 （1時間20分 60点）</p> <p>(イ) 専門試験（技術系職種（「行政」、「教育事務」及び「警察事務」以外）で実施） 専門的知識及び技術等の能力について記述式による筆記試験をします。 （1時間30分 100点） 試験区分ごとの出題分野は別表2のとおりです。</p> <p>(ウ) 適性検査 職務の遂行に必要な適応性について性格検査をします。 なお、検査結果は、面接試験の参考資料にします。</p> <p>(エ) 面接試験 人物について集団討論及び個別面接（1回20分～30分程度の面接を3回実施）による試験をします。 （事務系職種：340点、技術系職種：300点）</p> <p>ウ 合格者の決定方法 最終合格者は第1次試験及び第2次試験の得点を合計した総合得点の高得点順に決定します。 また、各試験種目にはそれぞれ合格基準があり、その合格基準に達しない場合は不合格となります。したがって、総合得点及び総合順位が上位であっても不合格となる場合があります。なお、合格基準は大分県のホームページに掲載しています。</p> <p>(3) 試験結果の発表</p>
<p>第2次試験 論文試験・専門試験・適性検査 平成30年7月10日（火）</p>	<p>ヤンパス （神奈川県横浜市青葉区新石川3丁目22番1号）</p> <p>ホルトホール大分 （大分市金池南1丁目5番1号） 大分県庁 （大分市大手町3丁目1番1号）</p> <p>試験会場等は第1次試験合格通知の際、本人に通知します。</p>
<p>面接試験 平成30年7月下旬から8月上旬までの指定する1日</p>	<p>大分県公文書館 （大分市王子西町14番1号）</p> <p>試験日時は第1次試験合格通知の際、本人に通知します。</p>
<p>注 試験会場への自動車の乗り入れ及び試験会場周辺における駐車や送迎時の駐車はできません。 (2) 試験の内容 次の試験を大学卒業程度の内容で実施します。 ア 第1次試験 受験者全員に対して次の試験種目を実施します。 イ 教養試験 公務員として必要な一般的知識（社会、人文、自然）及び知能（文章理解（英文を含む。）、判断推理、数的推理、資料解釈）について択一式による筆記試験をします。 エ 50問出題し、全問必須解答とします。（2時間30分 80点） イ 専門試験 専門的知識、技術等の能力について択一式による筆記試験をします。 40問出題し、全問必須解答とします。ただし、総合土木の試験区分については、55問出題中、25問を必須解答、残り30問の中から任意の15問を選択解答とします。（2時間 120点） 試験区分ごとの出題分野は別表1のとおりです。 イ 第2次試験 第1次試験の合格者に対して次の試験種目を実施します。 ア) 論文試験（事務系職種（「行政」、「教育事務」及び「警察事務」）で実施）</p>	<p>試験 発表の時期 発表の方法</p> <p>第1次試験 平成30年7月3日（火） 午前9時 合格者には合格通知書を郵送します。また、合格者の受験番号は、「県政掲示板」（大分県庁舎本館1階県政展示ホール）に掲示するとともに、大分県のホームページに掲載します。</p> <p>第2次試験 平成30年8月下旬</p> <p>注1 合格者に郵送する合格通知書は、延着又は不着となる場合があるので、必ず「県政掲示板」又は大分県のホームページで確認してください。 注2 第1次試験合格者に郵送する第1次試験合格通知書において、第2次試験の日時、場所等を指定するので、第1次試験合格通知書が7月5日（木）までに到着しない場合は、直ちに大分県人事委員会事務局にお問い合わせください。</p>

<p>4 試験結果の情報提供</p> <p>(1) 口頭による開示請求</p> <p>大分県個人情報保護条例(平成13年大分県条例第45号)第21条第1項の規定により、口頭で開示請求することができます。受験者本人が、本人であることを証明する書類(運転免許証、学生証、パスポート等(原則として顔写真付きのもの))を持参の上、午前8時30分から午後5時15分までの間に、大分県人事委員会事務局まで直接おいでください。(日曜日、土曜日及び祝日を除きます。)</p>	<p>なお、職歴を有する者又は大学の専攻科若しくは大学院を修了した者等は、条件に応じて加算されます。</p> <p>イ 給料以外の主な諸手当 勤務態様等に応じて、扶養手当、住居手当、通勤手当、時間外勤務手当、期末手当、勤労手当等が支給されます。</p> <p>6 日本国籍を有しない者の任用 日本国籍を有しない者の任用に当たっては、「公権力の行使又は公の意思形成への参画に携わる職には就けない」という公務員の基本原則に沿った任用が行われます。 次のような「公権力の行使又は公の意思形成への参画に携わる職」に該当する職務に従事することはできませんが、それ以外の職務には従事できます。 (公権力の行使に該当する主な職務の例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 税の賦課決定、徴収及び滞納処分 ・ 法令(条例及び規則を含む。以下同じ。)に基づく許認可(法人設立認可等) ・ 法令に基づく行政上の即時強制、立入検査及び取締り ・ 公物管理権に基づく権力作用の行為(施設の使用許可、立入許可等) ・ 法令に基づく補助金、交付金、貸付金等の決定事務 <p>その他行政目的を達成するために法令によって認められた権能に基づいて一方的な判断で県民の権利義務その他法的地位を具体的に決定する行為 (公の意思形成への参画に携わる職)</p> <p>部長級、次長級、課長級等の職のうち、県行政について企画、立案及び決定に参画する職が該当します。</p> <p>詳しくは大分県人事委員会事務局までお問い合わせください。</p> <p>7 受験手続 (1) 申込書等の請求 申込書等は次の県の機関で配布します。</p>								
<p>試験 開示請求できる者 開示内容 開示期間 開示場所</p> <p>第1次試験 第1次試験不合格者(途中棄権者を除く。) 試験種目別得点、総合得点及び総合順位 合格発表の日から起算して1月 大分県人事委員会事務局(大分県市町村会館6階)</p> <p>第2次試験 第2次試験受験者 合格位</p>									
<p>(2) 郵送による情報提供</p> <p>郵送でも試験結果の情報を提供します。希望者は、住所、氏名、試験区分及び受験番号を記載した返信用長形3号封筒(235mm×120mm)を用意し、392円(簡易書留相当)分の切手を貼り、第1次試験当日に持参してください。提供する内容は(1)の口頭による開示請求と同じです。</p>									
<p>5 採用及び給与</p> <p>(1) 合格から採用まで</p> <p>ア 最終合格者は、大分県人事委員会の採用候補者名簿(原則として確定後1年間に有効)に成績順に登載されます。大分県人事委員会は、任命権者(知事、教育委員会及び警察本部長)からの請求に応じて採用候補者を成績順に提示し、任命権者がその中から採用者を決定します。</p> <p>イ 採用予定時期は原則として平成31年4月1日以降ですが、既卒者についてはそれより前に採用されることもあります。</p> <p>ウ 受験資格がないことが判明した場合は、合格を取り消します。</p> <p>エ 「警察事務」については、採用後警察学校において1月間の教育訓練を受け、修了後は警察署等に勤務します。</p>									
<p>(2) 給与</p> <p>ア 給料月額</p> <p>上級試験「行政」で採用された者の初任給の例…185,800円(平成30年4月1日現在)</p>									
	<table border="1"> <tr> <th>機 関 名</th> <th>所 在 地 等</th> </tr> <tr> <td>大分県人事委員会事務局</td> <td>〒870-0022 大分市大手町2-3-12 (大分県市町村会館6階) 電話 097-506-5212</td> </tr> <tr> <td>大分県東部振興局</td> <td>〒873-0504 国東市国東町安国寺786-1 国東総合庁舎 電話 0978-72-1212</td> </tr> <tr> <td>大分県南部振興局</td> <td>〒876-0813 佐伯市長島町1-2-1 (佐伯総合庁舎) 電話 0972-22-0390</td> </tr> </table>	機 関 名	所 在 地 等	大分県人事委員会事務局	〒870-0022 大分市大手町2-3-12 (大分県市町村会館6階) 電話 097-506-5212	大分県東部振興局	〒873-0504 国東市国東町安国寺786-1 国東総合庁舎 電話 0978-72-1212	大分県南部振興局	〒876-0813 佐伯市長島町1-2-1 (佐伯総合庁舎) 電話 0972-22-0390
機 関 名	所 在 地 等								
大分県人事委員会事務局	〒870-0022 大分市大手町2-3-12 (大分県市町村会館6階) 電話 097-506-5212								
大分県東部振興局	〒873-0504 国東市国東町安国寺786-1 国東総合庁舎 電話 0978-72-1212								
大分県南部振興局	〒876-0813 佐伯市長島町1-2-1 (佐伯総合庁舎) 電話 0972-22-0390								

大分県豊肥振興局	〒878-0013 竹田市大字竹田字山手1501-2（竹田総合庁舎） 電話 0974-63-1171
大分県西部振興局	〒877-0004 日田市城町1-1-10（日田総合庁舎） 電話 0973-23-2200
大分県北部振興局	〒879-0454 宇佐市大字法鏡寺235-1（宇佐総合庁舎） 電話 0978-32-1170
豊後高田土木事務所	〒879-0621 豊後高田市是永町39（豊後高田総合庁舎） 電話 0978-22-2285
別府土木事務所	〒874-0840 別府市大字鶴見字下田井14-1 電話 0977-67-0211
臼杵土木事務所	〒875-0041 臼杵市大字臼杵字洲崎72-254 電話 0972-63-4136
豊後大野土木事務所	〒879-7131 豊後大野市三重町市場1123（豊後大野総合庁舎） 電話 0974-22-1056
玖珠土木事務所	〒879-4413 玖珠郡玖珠町大字塚脇137-1（玖珠総合庁舎） 電話 0973-72-1152
中津土木事務所	〒871-0024 中津市中央町1-5-16（中津総合庁舎） 電話 0979-22-2110
大分県東京事務所	〒104-0061 東京都中央区銀座2-2-2（ビューリックス銀座ビル6階）電話 03-6862-8787
大分県大阪事務所	〒530-0001 大阪市北区梅田1-1-3-2100（大阪駅前第3ビル21階）電話 06-6345-0071
大分県福岡事務所	〒810-0001 福岡市中央区天神2-14-8（福岡天神センタービル10階）電話 092-721-0041
大分県立図書館	〒870-0008 大分市王子西町14-1 電話 097-546-9972

注 郵便で請求する場合は、140円切手を貼った宛先明記の返信用角形2号封筒（240mm×332mm）を同封し、大分県人事委員会事務局に請求してください。

封筒の表左側に、「上級・医療Ⅰ受験案内請求」と赤書きしてください。

(2) 受付期間

ア インターネットによる申込みの場合

平成30年5月7日（月）～5月25日（金）

注 受付期間中に正常に到達したものに限り受け付けます。

イ 郵送による申込みの場合

平成30年5月7日（月）～5月25日（金）
注 郵送された申込書は、5月25日（金）までの消印があるものに限り受け付けます。

(3) 申込書の提出

ア インターネットによる申込みの場合

大分県のホームページの申込画面上の注意事項を十分確認の上、直接申し込んでください。申込みを正常に受け付けた際には「申請受付のお知らせ」を電子メールで返信するので、必ず確認してください。返信が届かない場合は、大分県人事委員会事務局まで連絡してください。

イ 郵送による申込みの場合

所定の申込書に必要事項を記入し、受験票の所定欄に62円切手を貼って、大分県人事委員会事務局宛て郵送してください。封筒の表左側に「上級・医療Ⅰ受験」と赤書きし、郵便局の窓口を持参して簡易書留の手続を行ってください。簡易書留の受領証は受験票が届くまで保管してください。

なお、申込時には写真を貼らないでください。

(4) 申込者への受験票の送付

郵送による申込みの場合は、試験会場を指定の上、6月上旬に申込者へ受験票を郵送します。また、インターネットによる申込みの場合は、6月上旬に電子メールで受験票を送信するので、各自で印刷し、通常はがきの大きさ・厚さの紙に貼り付けてください。

なお、6月13日（水）までに受験票が届かない場合は、大分県人事委員会事務局にお問い合わせください。

(5) その他

受験票は写真を貼った上、第1次試験当日に必ず持参してください。

8 受験上の配慮

身体に障がい等があり、受験上の配慮（車いす使用、点字、拡大文字等）を希望する場合は、申込時にあらかじめその旨を大分県人事委員会事務局に申し出るとともに、申込書の「受験上の要望事項」の欄にその旨を記載してください。

なお、点字による受験は、試験区分「行政」及び「教育事務」に限ります。また、試験会場は大分会場のみとし、試験時間等が異なります。

9 問合せ先ほか

大分県人事委員会事務局

電話 097-506-5212
大分県ホームページ「大分県職員採用情報」
http://www.pref.oita.jp/site/saiyouzyouhou/

別表 1

種類	試験区分	出題分野
上級	行政	政治学、行政学、憲法、行政法、民法、刑法、労働法、経済学、経営学、財政学、社会政策、国際関係
	教育事務	
	警察事務	
司書	書	生涯学習概論、図書館概論（図書館制度を含む。）、図書館経営論、図書館サービス論、情報サービス論、図書館情報資源論、情報資源組織論、児童サービス論
建築	建築	数学・物理、構造力学、材料学、環境原論、建築史、建築構造、建築計画、都市計画、建築設備、建築施工
化学	化学	数学・物理、物理化学、分析化学、無機化学・有機工業化学、有機化学・有機工業化学、化学工学
農業	農業	栽培学汎論、作物学、園芸学、育種遺伝学、植物病理学、昆虫学、土壌肥料学、植物生理学、畜産一般、農業経済一般
畜産	畜産	家畜育種学、家畜繁殖学、家畜生理学、家畜飼養学、家畜栄養学、飼料学、家畜管理学、畜産物利用学、畜産経営一般
林業	林業	森林政策・森林経営学、造林学（森林生態学、森林保護学を含む。）、林業工学、林産一般、砂防工学
水産	水産	水産事情・水産経済・水産法規、水産環境科学、水産生物学、水産資源学、漁業学、増養殖学、水産化学、水産利用学
総合土木	総合土木	数学・物理、応用力学、水理学、土質工学、測量、都市計画、土木計画、材料・施工、土壌物理、農業水利・土地改良・農村環境整備、農業土木構造物、農業機械、農学一般
機械	機械	数学・物理、材料力学、流体力学、熱力学、電気工学、機械力学・制御、機械設計、機械材料、機械工作
電気	電気	数学・物理、電磁気学・電気回路、電気計測・制御、電気機器・電力工学、電子工学、情報・通信工学
医療免許資格職 1	管理栄養士	社会・環境と健康、人体の構造と機能及び疾病の成り立ち、食べ物と健康、基礎栄養学、応用栄養学、栄養教育論、臨床栄養学、公衆栄養学、給食経営管理論

別表 2

種類	試験区分	出題分野
上級	司書	図書館制度・経営論、図書館サービス概論、情報サービス論、児童サービス論
	建築	建築計画、構造力学、建築構造、建築法規、建築施工
	化学	分析化学、無機化学、有機化学、環境工学
	農業	栽培学汎論、植物生理学、農業経済学、農村社会学
	畜産	家畜繁殖学、家畜飼養学、飼料学、畜産経営一般
	林業	森林政策・森林経営学、造林学（森林生態学、森林保護学を含む。）、林業工学
	水産	水産生物学、水産資源学、増養殖学、水産経済学
	総合土木	土質工学、構造力学、水理学、土木計画（河川・道路・都市計画）、建設環境、測量学、農業水利、農村環境整備、農業土木構造物、農地工学
	機械	材料力学、機械力学（制御を含む。）、流体力学、熱力学（熱機関を含む。）
	電気	電磁気学、電気回路、電気計測・制御、電力工学、電気機器工学
医療免許資格職 1	管理栄養士 保健師	栄養教育論、臨床栄養学、公衆栄養学 公衆衛生看護学、疫学、保健統計学、保健医療福祉行政論

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）の規定が適用される調達契約（以下「特定調達契約」という。）の締結が見込まれるのじ次のごとくおこないます。

平成三十年四月二十日

大分県知事 広 瀬 啓 貞

- 一 調達をする物品等の種類
- 二 プロキシ及びメールアドレス等一式
- 一 競争入札の参加者資格
- 二 競争入札に参加するじがであるじ場合
- （一） 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の四第一項に規定す

平成三十年四月二十日

大分県報（公告）

る者に該当する場合

- (二) 大分県が発注する物品等の製造の請負及び買入れ等に係る競争入札に参加する者に必要な資格（平成二十年大分県告示第百四十八号。以下「告示」という。）第八条第一項の規定により、競争入札に参加させないこととされ、定められた期間を経過していない場合

- (三) 営業に關し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない場合

- (四) 県税を滞納している場合

- (五) 営業年数が一年未満である場合

- (六) 経営者等（法人にあつては役員、支配人又は営業所の代表者、個人にあつてはその者、支配人又は営業所の代表者をいう。）が、暴力団関係者（暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）、暴力団（同条第二号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員と交わりを持つ者又は暴力団若しくは暴力団員が経営を支配し、若しくは利用していると認められる企業若しくは団体をいう。）である場合

2 資格審査事項については、次のとおりとする。

- (一) 年間契約実績（入札参加資格の審査を受けようとする特定調達契約の入札日（以下「基準日」という。）の属する営業年度の直前の営業年度（決算が基準日までに確定しない場合にあつては、決算の確定している営業年度。以下「基準年度」という。）の販売等の実績をいう。）

(二) 経営規模

- ア 自己資本額（基準年度の決算における自己資本金の額をいう。）
- イ 従業員数（基準日の前日における営業に従事する者の数をいう。）
- ウ 機械設備等（基準年度の決算における機械設備等の保有状況をいう。物品の製造を業とする者に限る。）

- (三) 営業年数（基準日までの営業年数をいう。）

- (四) 流動比率（基準年度の決算における流動資産の額を流動負債の額で除して得た数値を百分率で表したものをいう。）

三 入札を希望する者の資格審査申請の方法等

1 申請の方法

- 2 申請書の入手、提出先及び問い合わせ先

大分県会計管理局用度管財課物品調達班

〒八七〇一八五〇一 大分市大手町三丁目一番一号

電話 ○九七一五〇六一二九五七

3 申請の時期

平成三十年四月二十日（金曜日）から同年五月二日（水曜日）までとする。

なお、申請者が期日以降に申請を希望する場合は、その後も随時に受け付けるが、入札に間に合わない場合がある。

四 入札参加資格の有効期間

資格を取得した日から平成三十年九月三十日までとする。

五 競争入札参加資格審査申請書の入手方法

- 1 申請書の交付場所

- 2 インターネットによる入手

大分県ホームページ <http://www.pref.oita.jp/soshiki/20100/nyusatsu2015.html>

六 競争入札参加資格の取消し等

1 競争入札参加資格を有する者が次の各号のいずれかに該当する場合その他知事が必要と認める場合は、当該競争入札参加資格を取り消し、又はその事実があった後二年間の範囲内で知事が定める期間競争入札に参加させないものとする。

- (一) 地方自治法施行令第百六十七条の四第二項に規定する者に該当すると判明した場合
 - (二) 告示第二条の各号に掲げる事由に該当すると判明した場合
 - (三) 告示第四条第二項及び第六条第二項に規定する申請において、申請書又はその添付書類に虚偽の記載をし、その事実が競争入札参加資格取得後に判明した場合
 - (四) 競争入札参加資格を有する者が、贈賄等により逮捕若しくは起訴され、又は暴力団関係者に対して金銭、物品その他財産上の利益を与えたと判明した場合
 - (五) 印刷の請負において、契約の履行を契約担当者の承諾を受けることなく第三者に委託し、若しくは一括して請け負わせ、又は権利を譲渡し、若しくは義務を引き受けさせたと判明した場合
- 2 1により競争入札参加資格を取り消し、又は競争入札に参加させないこととしたときは、その旨を当該入札参加資格を取得した者に通知する。

次のとおり一般競争入札に付するので公示する。

平成30年4月20日

大分県知事 広 瀬 勝 貞	
<p>1 競争入札に付する事項</p> <p>(1) 内容 プロキシ及びメールサーバ等一式に係る賃貸借 詳細は「プロキシ及びメールサーバ等一式に係る賃貸借契約仕様書」のとおり。</p> <p>(2) 契約期間 平成30年10月1日(月) から平成35年9月30日(土) までの長期継続契約とする。</p> <p>(3) 納入期限 平成30年9月14日(金) まで</p> <p>2 大分県物品等電子入札システムの利用</p> <p>本案件は、物品等電子入札システムで行う。また、入札に係る事項は、この公告に定めるもののほか運用基準による。</p> <p>なお、紙による入札参加を希望する者は、入札書を下記10に掲げる提出場所及び提出期限までに提出すること。</p> <p>3 契約条項を示す場所及び日時 大分県ホームページ及び大分県物品等電子入札システム上に平成30年5月30日(水) まで入札説明書を掲載することにより契約条項を示す。</p> <p>4 入札説明書の交付場所及び日時 上記3に同じ</p> <p>5 契約に関する事務を担当する部局の名称 大分県大分市大手町三丁目1番1号 大分県商工労働部情報政策課 地域情報化推進班 電話 097-506-2069 FAX 097-506-1728</p> <p>6 入札参加条件 次の要件を全て満たす者であること。</p> <p>(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。</p> <p>(2) 大分県が発注する物品等の製造の請負及び買入札等に係る競争入札に参加する者に必要な資格のうち、リソース・レンタルとしての業種登録を取得している者であること。</p> <p>(3) この公告の日から下記11に掲げる開札までの間に、大分県が発注する物品等の製造の請負及び買入札等に係る競争入札参加資格を有する者に対する指名停止の措置を受けていない者であること。</p> <p>(4) 自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次の各号に掲げ</p>	<p>る者が、その経営に実質的に関与していないこと。</p> <p>ア 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)</p> <p>イ 暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)</p> <p>ウ 暴力団員が役員となっている事業者</p> <p>エ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者</p> <p>オ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者</p> <p>カ 暴力団又は暴力団員に経済上の利益又は便宜を供与している者</p> <p>キ 暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者</p> <p>ク 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用してしている者</p> <p>なお、資格要件確認のため、大分県警察本部に照会する場合がある。</p> <p>(5) 大分県物品等電子入札システムにより事前に入札参加申請を行い、入札参加の承認を受けた者</p> <p>(6) 機能等証明書(入札説明書に添付)を、平成30年5月21日(月)午前10時00分までに大分県商工労働部情報政策課地域情報化推進班に提出し、納入しようとする物品の機能等が基準に適合することの証明を受けた者</p> <p>7 競争入札に参加するものに必要な資格を有するかどうかの審査を申請する時期及び場所 上記6の(2)に掲げる入札参加資格のない者で入札を希望する者は、競争入札参加資格審査申請書に必要な書類を添付して、次に掲げる時期及び場所に提出すること。</p> <p>(1) 申請の時期 平成30年4月20日(金) から同年5月2日(水) まで(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の午前9時00分から午後5時00分まで。</p> <p>(2) 申請書類の入手場所及び提出先 大分県会計管理局用度管財課物品調達班 〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号 電話 097-506-2957 大分県ホームページ http://www.pref.oita.jp/soshiki/201100/nyusatsu2015.html</p> <p>8 大分県物品等電子入札システム及び契約の事務において使用する言語及び通貨</p> <p>(1) 使用言語 日本語</p>

<p>(2) 通貨 日本国通貨</p> <p>9 大分県物品等電子入札システムによる入札金額の入札期間 入札参加の承認を受けた日から平成30年5月30日（水）17時00分まで</p> <p>10 紙による入札参加を希望する場合の入札書の提出場所及び提出期限 (1) 提出場所 大分県商工労働部情報政策課地域情報化推進班 (2) 提出期限 平成30年5月30日（水）午前11時 ただし、郵送の場合は書留郵便とし、平成30年5月29日（火）17時00分までに必着すること。</p> <p>11 開札の方法 開札は、大分県物品等電子入札システムにより行うものとする。 (1) 開札場所 上記5に掲げる担当部局 (2) 開札日時 平成30年5月31日（木）午前10時 (3) 再度入札 開札をした場合において、落札者がないときは、地方自治法施行令第167条の8第4項の規定により再度の入札を行う。 この場合において、再度の入札は、入札金額の入札期間、開札日及び最低入札価格を別途通知するものとする。</p> <p>12 入札保証金 免除とする。</p> <p>13 入札の無効 大分県契約事務規則（昭和39年大分県規則第22号）第27条に規定する事項のほか、入札に関する条件に違反した入札は無効とする。 なお、無効入札をした者は、再入札に参加することができない場合がある。 (1) 金額の記載のないもの (2) 入札に関する条件に違反したものの (3) 入札書が所定の場所及び日時に到達しないとき。 (4) 入札書に入札者又はその代理人の記名がなく、入札者が判明できないとき。</p> <p>14 最低制限価格に関する事項 設定しない。</p> <p>15 落札者の決定の方法</p>	<p>(1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を契約の相手方とする。</p> <p>(2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、大分県物品等電子入札システムに整備されている電子くじにより落札者を決定する。</p> <p>(3) 再度入札をしても、落札者がないとき又は落札者が契約を結ばないときは、地方自治法施行令第167条の2第8項又は第9項の規定により随意契約を行うものとする。</p> <p>16 契約保証金 落札者は、契約担当者か指定する日時までに、契約金額（年額）の100分の10以上の金額（現金に代え大分県契約事務規則第5条第2項に規定する担保の提供でも可）を納付すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。 ア 契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に大分県を被保険者とする契約保証保険契約を締結し、その保険証券を提出したとき。 イ 過去2カ年間に、国又は都道府県と、この契約と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したものであることについて、その者が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき</p> <p>17 その他 その他の詳細は、入札説明書による。</p> <p>18 Summary (1) Nature and quantity of the products to be rented A set of lease such as proxy server and mail server (2) Delivery Deadline September 14, 2018 (3) Delivery Place The place that Governor of Oita Prefecture specify (4) Time limit for tender 10:00 a.m. May 30, 2018 (5) Department responsible for the contract Department of Commerce, Industry and Labor Information Policy Division Oita Prefectural Government 3-1-1, Otemachi, Oita-shi, Oita, 870-8501, Japan</p>
--	--

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条第三項の規定により通知した次の者については、その所在が不明なので、同法第百八十九条の規定により、当該通知の内容を保安林の所在する市町村の事務所に掲示する。

平成三十年四月二十日

大分県知事

広

瀬

勝

貞

一 所在の不明な者の氏名及び掲示場所

所在の不明な者の氏名

掲示場所

工藤三作、阿南ミカ

竹田市役所

二 通知の要旨

平成二十九年七月十一日付け森保第三百八十三号の一で通知した指定予定保安林について、農林水産大臣から、平成三十年三月二十七日付け農林水産省告示第六百二十一号で保安林に指定した旨通知があったので、森林法第三十三条第三項の規定により行った通知